

議案第21号

平成30年度八潮市公共下水道事業特別会計予算

平成30年度八潮市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,264,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成30年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		59,674
	1 分担金	1
	2 負担金	59,673
2 使用料及び手数料		1,052,796
	1 使用料	1,052,630
	2 手数料	166
3 国庫支出金		458,400
	1 国庫補助金	458,400
4 繰入金		900,000
	1 他会計繰入金	900,000
5 繰越金		225,855
	1 繰越金	225,855
6 諸収入		2,675
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元金収入	2,670
	4 雑収入	1
7 市債		1,564,600
	1 市債	1,564,600
歳入合計		4,264,000

2 歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		133,205
	1 総務管理費	133,205
2 事業費		2,502,156
	1 事業費	2,502,156
3 公債費		1,625,699
	1 公債費	1,625,699
4 予備費		2,940
	1 予備費	2,940
歳出合計		4,264,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	13,500千円
南後谷ポンプ場改修工事費	平成30年度から 平成31年度まで	270,000千円

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,034,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するもの による。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
南部地区公共下水道事業	48,800			
中川流域下水道事業負担金	166,300			
公営企業会計適用債	15,100			
資本費平準化債	300,000			